

令和 7 年度

学校いじめ防止基本方針

～いじめ しない させない みのがさない～

糸島市立雷山小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

国・県・市のいじめ防止基本方針を踏まえ、本校においては、

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ
- 「いじめは、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつ
- 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつ

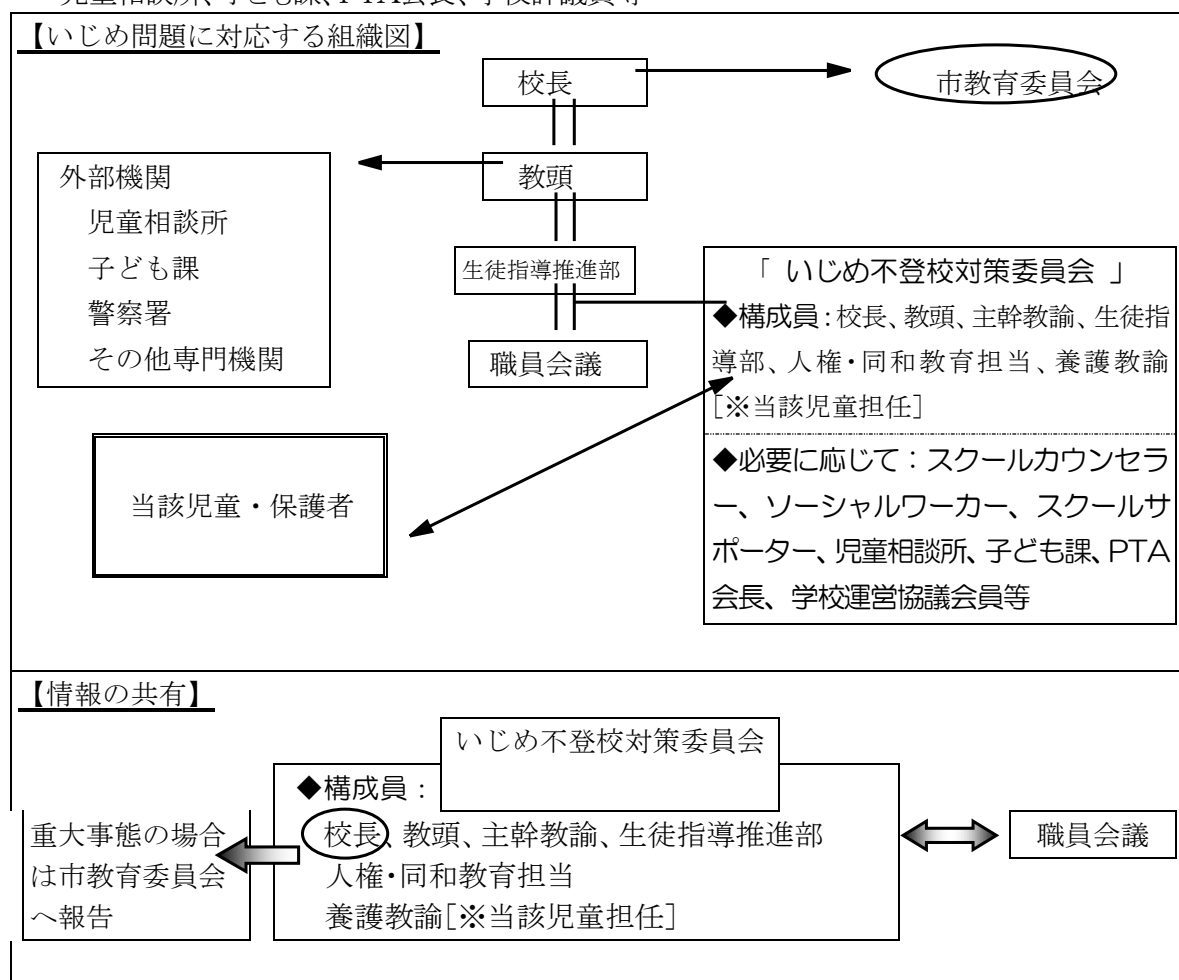
の基本姿勢の基、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図り、学校全体で組織的に取り組んでいくこととする。

2 いじめ防止対策組織（校内いじめ問題対策委員会）（第22条）

「校内いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、子どもからの訴えを担当等が抱え込むことの内容に組織として対応する。

(1) 校内いじめ問題対策委員会の構成メンバー

- 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導推進部、人権・同和教育担当、養護教諭
[※当該児童担任]
- 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、児童相談所、子ども課、PTA会長、学校評議員等



(2)「校内いじめ問題対策委員会」の役割

- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し（実践と検証）
 - ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- いじめについての共通理解（具体的で実効性のある校内研修の企画・運営）
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・全教職員がいじめを見抜く感性を磨くために、講師招聘の校内研修を計画・実施する。
- いじめに係る実態把握や情報収集を目的とした取組の実施
 - ・「学校生活に関するアンケート」の調査結果や教育相談の報告等の情報交換と課題の整理を行う。
- いじめ事案の事実関係の調査、組織的な対応
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- 保護者や地域への情報提供
 - ・情報提供については、対策委員会で検討し、学校便りやホームページ等を通していじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

3 いじめの未然防止（第15条）

(1)思いやりの心を育む教育（第15条1）

- 道徳教育及び人権教育の充実
 - ・教育活動全体を通して道徳教育・人権教育の充実を図り、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
 - ・道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識にかかわる題材を取り上げいじめをゆるさない学級の風土をつくる。

(2)心の教育の充実と温かい集団づくり（第15条2）

- 支持的風土の学級づくり
 - ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い・支え合い、共に成長していく学級づくりを行う。
 - ・授業、行事等において、児童の活動や努力を認め、自己存在感・自己肯定感を育むことができるように努める。
 - ・心を育む計画的・効果的な学校環境づくりを工夫する(校内環境)
- 体験活動の充実
 - ・総合的な学習の時間等における GT 等の関わりから、コミュニケーション力や人間関係調節力等の人と関わる力を育てる。

(2)規範意識の醸成と児童会活動の充実（第15条2）

- 児童会活動の充実
 - ・自分たちの学校生活を見つめ、自分たちでよりよくしていこうとする自発的・自治的な活動の充実を図る。
 - ・挨拶運動、グループ掃除、ふわふわ言葉の取り組み、ニュースポーツフェスタ等の児童が主体となっていく縦割り活動を通して、自治的な集団づくりを進める。

○ 規範意識の醸成

- ・全教育活動の中で、あらゆる機会を捉え、社会における規範や決まりを守ることの意義を指導する。

(3) 教職員の研修会等（第 18 条）

○ いじめに関する研修の基本的考え方

- ・いじめ防止といじめ対応に係る研修会を、年間計画の中に位置づける。
- ・児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
- ・PTAと連携し、いじめに関わる問題や児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修の機会を設定する。
- ・児童一人一人が認め合い、高め合える授業実践に係る校内研修会を実施する。

4 いじめの早期発見（第 16 条 1）

(1) 児童理解・相談機能の充実（第 16 条 1）

○ アンケート・教育相談等の実施

- ・児童の友達関係など日頃から把握し、生活アンケート（いじめアンケート）を毎月実施するとともに教育相談を行い、サインを見逃さないようにする。（データの PDF 化）
＊職員会議での情報の共有 ＊進級時の情報の確実な引き継ぎ（個別ファイルの作成）

○ 教育活動における人間関係の見取りと情報交換

- ・一日の始まりの「朝の会」、終わりの「帰りの会」の充実
- ・日々の授業の充実
- ・人間関係の固定化を防ぐ流動的な活動の実施
- ・自己有用感と自尊感情の醸成（ピアサポート、ソーシャルスキルトレーニング等の計画的実施）
- ・気になる児童については、複数の教員で連携して継続的に観察する

○ 相談ポストの設置

- ・アンケート調査等では、周囲の目が気になって真実を書けない児童の悩みに答えるための相談ポストを設置し、全児童に知らせる。

○ 家庭との連携

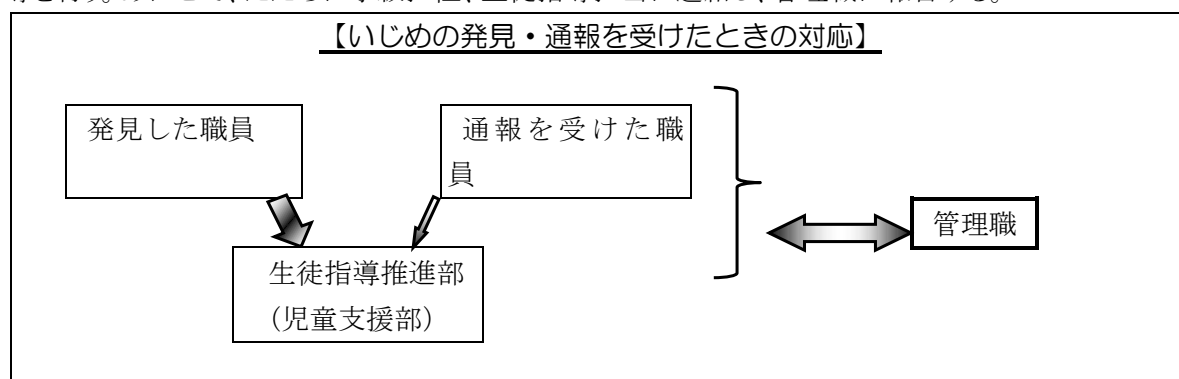
- ・保護者へチェックリストを配布したり、生活アンケート等についてのお知らせを行うことにより、いじめの早期発見について連携を図る。
- ・いじめ等に係わる情報等について、学校、学年、学級だより等や懇談会で情報提供する。

(2) 相談機関との連携（第 16 条 3）

- ・いじめホットライン等外部の相談機関を紹介し、児童や保護者が相談しやすい環境を整える。
- ・人権レター等各種相談システム等との連携を図る。

5 いじめの早期対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる児童に指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。



(1) いじめの発見・通報を受けたときの措置（第23条1、第23条2）

○ いじめられていた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

- ・いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聞く場合は他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・状況に応じていじめられている、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する、

○ 事実確認と情報の共有

- ・いじめの情報を受けた教職員は、管理職と協議の上、全職員へ報告し、情報の共有化を図る。
- ・速やかに関係職員と管理職で協議（いじめ不登校対策委員会）し、調査の方針について決定する。
- ・調査の時点で重大事態であると判断された場合は、校長が直ちに市教育委員会へ報告する。
- ・いじめの事実確認においては、複数の教員で対応することを原則とし、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめている子どもから聞き取るとともに、周囲の子どもや保護者など、第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- ・保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・必要な場合には、全児童への調査を行う。この場合に調査の結果をいじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

(2) 児童、保護者への指導・支援（第23条3、第23条5）

○ いじめられた児童への支援

- ・いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で継続的に支援する。

*安全安心を確保する	*心のケアを図る	*今後の対策についてともに考える
*活動の場を設定し、認め、励ます	*温かい人間関係をつくっていく	

○ いじめられた児童の保護者への支援

- ・いじめの事案が発生したら、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

*じっくりと話を聞く	*苦痛に対して精一杯の理解を示す	*助言を継続する
------------	------------------	----------

○ いじめた児童への指導・支援

- ・ いじめは絶対に許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

＊いじめの背景や要因の理解に努める ＊いじめられた児童の苦痛に気づかせる ＊今後の生き方を考えさせる ＊必要がある場合は適切に懲戒を行う（第25条）

○ いじめた児童の保護者への支援

- ・ 事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

＊保護者の心情に配慮する ＊いじめた児童の成長につながるように学校として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
--

○ 保護者同士が対立する場合などへの支援

- ・ 学校が間に入って関係調整が必要となる場合には、中立、公平性を大切に対応する

＊和解を急がず、不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む ＊管理職が必ず同席して対応する ＊教育委員会や関係組織と連携し、解決を目指す

(3) 教育の確保（第23条4）

必要があると認めるときには、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を講じる。

(4) 警察との連携（第23条6）

いじめが犯罪行為として取り扱うものと認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) 懲戒（第25条）

教育上必要がある場合は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に懲戒を行う。

6 学校運営協議会等の活用

いじめの問題等学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する。そのために、必要に応じて学校運営協議会や校区運営委員会、PTA等と連携して対応する。

7 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級の児童や通常学級にいる発達障害の児童等のトラブル等が生じた場合は、担任、交流学級担任等のみならず、いじめ不登校対策委員会（臨時）等で状況を確認し、早期に解消を図る。

また、該当児童のみでなく学校全体の問題としてとらえ、必要に応じて全校児童で考える場（全校オンライン指導等）を設定する。

(1) 交流学級と特別支援学級担任の連携

- ・ 日常的に相互の連携を図り、学級での発言内容や表情及び行動の変化等について情報を共有する。
- ・ 個別の指導計画を共有し、交流学习における指導内容等について担任相互の連絡・連携を密にする。

- ・授業時間以外について、担任一人の見守りが困難な時間は、全職員で気をつけて見守る。

(2) 情報の共有（全職員及び保護者）

- ・終礼、相談委員会、職員会議等で当該児童に係わる情報を全職員で共有する。
- ・保護者との連携を密に行い、家庭での発言内容や表情及び行動の変化等についての情報を把握する。

8 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応（第 19 条）

(1) 未然防止

- ・インターネット等を利用するに当たっての情報教育モラル、情報リテラシーの学習を全学年発達段階に応じて実施する。
- ・規範意識向上のため、外部 NPO 法人(子どもとメディア)を活用し、3年生以上に保護者参加の学習会を実施する
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて懇談会や学校だより等を通して、保護者に依頼する。

(2) 早期対応（第 19 条 3）

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめ等を認知したときは、関係機関に相談し削除等の迅速な対応を図る。
- ・事案によっては、警察や法務局等の関係機関と連携して対応を行う。

9 重大事態への対応

(1) 学校による調査（第 28 条）

重大事態とは

- ☐ 当該児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき。
- ☐ 当該児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされているとき。
- ☐ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

重大事案と想定されるケース

- ・児童が自殺を図った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、なお相当の期間とは、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態の報告（第 30 条）

重大事態であると判断した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

(3) 調査を行うための組織について

○ 学校が主体となる場合

- ・いじめ問題対策委員会を中心に、当該調査の公平性・中立性を確保するために外部の専門機関から推薦等により、当該重大事案の状況に応じて、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）で組織する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施（第 28 条 1）

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校としてどのように対応してきたのか・・・事実関係を可能な限り明確にする。たとえ不都合があったとしても、事実をしっかり向き合う。

また、知り得た事実、学校としての対応については教育委員会に提出し今後の対応について指導を仰ぐ。

○ いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。

○ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- ・ 当該児童の保護者からの要望・意見を十分に聴取し、調査の仕方についていじめ対策委員会で協議し、迅速に調査を行う。

○ その他留意事項（第 16 条 4）

- ・ 事案の重大性を踏まえ、出席停止の活用や、いじめられた児童の区域外就学等の対応を検討する。
- ・ いじめられた児童と保護者の心のケアと支援につとめ、予断のない一貫した情報発信と共に個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(5) 調査結果の提供及び報告（第 28 条 2）

○ いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ いじめを受けた児童やその保護者に対して、明らかになった事実関係等その他の必要な情報（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、適時・適切な方法で説明する。
- ・ 当該児童の保護者に事実関係等を説明する場合は、情報の提供内容・方法・時期などについて教育委員会に相談（指導、助言を求める）して行う。

○ 調査結果の報告（第 30 条）

- ・ 調査結果については教育委員会を通じて市長に報告する。
- ・ いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合は、当該児童、保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会を通じて市長に送付する。